

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	林道事業（改良事業）					
地区名	のいりつきがだいらせん 野入月ヶ平線					
事業箇所	豊田市稲武町及び野入町 地内					
事業のあらまし	本路線は、豊田市の北東部に位置し、国道153号線と県道東栄稲武線を結ぶ基幹的な道である。本路線の利用区域は535haあり、その森林構成はスギ・ヒノキの人工林が76%と高く、森林整備の効率性と林業生産性の向上を目的として、昭和49年から平成4年にかけて開設された。その後、経年変化や気象害等による法面の荒廃が進行したため、山林の荒廃防止と森林施業の効率化を高める目的で、2010年から2014年の5か年で法面保護工を実施したものである。					
事業目標	【達成（主要）目標】 森林整備の推進 法面保護工を施工することにより、事業着手後、間伐等の森林整備を1年当たり利用区域（535ha）の1%実施する。					
事業費	事業費		内訳			
	1.37億円	<input checked="" type="checkbox"/> 工事費	億円、	<input type="checkbox"/> 用補費	億円、	<input type="checkbox"/> その他
事業期間	採択年度	2009年度	着工年度	2010年度	完成年度	2014年度
事業内容	林道改良 延長 1,643m(面積 21,949.7m <sup>2</sup> )					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 森林整備は、2019年度までの10年間で林道利用区域の面積の10.7%にあたる57.16haを実施し、目標を達成している。 【達成状況に対する評価】 利用区域内の森林整備が実施され、水源のかん養、土砂の流出防止等の森林の公益的機能が維持増進された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 なし 【達成状況に対する評価】 なし				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成され、事業の有効性が認められることから、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標が達成されたことから、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工方法により実施されており、重大な問題も発生していないため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					